

一般国道327号改築工事（古園バイパス）の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成24年 3月19日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道327号改築工事（古園バイパス）の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき九州地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道327号改築工事（古園バイパス・宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字岸原地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 意見書にある本件事業とは別の県の災害復旧事業では、住民の意見に対し、行政が柔軟に対応していないとの印象を受けた。